

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第2号））の解説の一部改正の新旧対照表

- 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第2号））の解説  
・改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号）の解説 令和4年3月 個人情報保護委員会 総務省 <u>（令和7年5月更新）</u></p> <p>[目次 略] [【凡例】 略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は、<u>令和7年5月1日</u>時点とする。 [1・2 略] 3 事業者の義務 [3-1～3-6 略] 3-7 個人データの第三者への提供について（第15条～第18条関係） [3-7-1～3-7-3 略]</p>	<p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号）の解説 令和4年3月 個人情報保護委員会 総務省 <u>（令和7年4月更新）</u></p> <p>[目次 同左] [【凡例】 同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は、<u>令和7年4月1日</u>時点とする。 [1・2 同左] 3 事業者の義務 [3-1～3-6 同左] 3-7 個人データの第三者への提供について（第15条～第18条関係） [3-7-1～3-7-3 同左]</p>

3-7-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外  
(第 15 条第 10 項関係)

[略]

第 10 項は、第 1 項から第 9 項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項、少年法第 6 条の 4、弁護士法第 23 条の 2、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 10 条第 3 項等）がなされた場合など、第 15 条第 1 項各号の規定に該当する場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第 8 条第 2 項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密（※1）については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる（※2）。

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】（※3）

事例 1) 地方公共団体（提供を受ける情報を適切に管理する旨を表示して照会を行った者に限る。）が、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている空家等の所有者又は

3-7-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外  
(第 15 条第 10 項関係)

[同左]

第 10 項は、第 1 項から第 9 項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項、少年法第 6 条の 4、弁護士法第 23 条の 2、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項等）がなされた場合など、第 15 条第 1 項各号の規定に該当する場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第 8 条第 2 項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密（※1）については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる（※2）。

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】（※3）

事例 1) 地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の 2 点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、

<p>管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の2点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。</p> <p>① 当該空家等が<u>同法第2条第2項に規定する特定空家等又は同法第13条第1項に規定する管理不全空家等</u>と判断できる状態にあり、その除去等が周辺住人や<u>通行人などの生命、身体の保護又は財産の緊急の保護</u>のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要があること</p> <p>② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと</p> <p>[事例2)～事例4) 略]</p> <p>なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。</p> <p>[(※1)～(※3) 略]</p> <p>[3-7-5～3-7-7 略]</p> <p>[3-8～3-12 略]</p> <p>[4～8 略]</p> <p>[【付録】 略]</p>	<p>当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。</p> <p>① 当該空家等が<u>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態</u>にあり、その除去等が周辺住人や<u>通行人の生命、身体の保護</u>のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要があること</p> <p>② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと</p> <p>[事例2)～事例4) 同左]</p> <p>なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。</p> <p>[(※1)～(※3) 同左]</p> <p>[3-7-5～3-7-7 同左]</p> <p>[3-8～3-12 同左]</p> <p>[4～8 同左]</p> <p>[【付録】 同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	